

# 令和8年度「地域クラブ活動」における北海道中学校体育連盟登録 申請要項

## 1 趣旨

- (1) この登録は、(公財)日本中学校体育連盟主催「全国中学校体育大会」並びに北海道中学校体育連盟が主催する「北海道中学校体育大会」(当該大会の予選会である各地区大会含む)への出場を希望する地域クラブ活動が行うものである。
- (2) この登録は、上記大会への参加資格を得るためのものであり、本連盟に加盟するためのものではない。
- (3) この登録は、中体連大会への出場を希望する年度毎に申請することとする。

## 2 登録ならびに大会参加を認める条件

- (1) 「北海道中学校体育大会開催基準」の「北海道中学校体育大会における参加の特例」に記載している「北海道中学校体育大会の参加を認める条件」の全てを満たし、その内容の履行を了承していること。
- (2) 「北海道中学校体育大会 地域クラブ活動の参加特例 各競技の細則」に記載している当該競技の全ての条件を満たし、その内容の履行を了承していること。
- (3) 申請内容の虚偽が判明した場合、登録承認後であっても登録ならびに大会参加を認めない措置をとる。

## 3 北海道中学校体育大会における参加の特例

(「令和8年度北海道中学校体育大会 開催基準」の方向性【変更の可能性あり】)

### ◎ 地域クラブ活動に所属する中学生

- ① 地域クラブ活動に所属し、北海道中学校体育連盟の各地区予選会に参加を認められた生徒であること。
- ② 北海道中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

#### A 北海道中学校体育大会の参加を認める条件

- ア 北海道中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。
- ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。

エ 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』(令和7年12月22日文科科学省発出)(以下、「改訂ガイドライン」と言う。)を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する北海道競技団体もしくは地区競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で地区中学校体育連盟に登録していること。

カ 北海道における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 学校部活動、認定地域クラブ活動及び地域クラブ活動のいずれかから、1つのみ全国中学校体育大会につながる大会に参加することができる。重複した大会参加は認めない。

#### B 北海道中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 北海道中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

- イ 北海道中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
  - ウ 北海道中学校体育大会への参加に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
  - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。
- C 参加を認めない場合
- ア 北海道中学校体育大会の参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
  - イ 改訂ガイドラインに基づいた「認定地域クラブ活動」を実施している市区町村において、当該自治体に認定されていない地域クラブ活動は、参加を認めない。ただし、当該自治体における認定制度開始日から2年間を猶予期間とし、「地域クラブ活動」としての参加は認める。（「令和8年度『地域クラブ活動』における北海道中学校体育連盟登録 申請要項」を確認の上、申請すること。）

#### 4 登録の手順と期限

- (1) 当該地域クラブ活動の申請者は、当該競技の競技団体への登録が済んでいることを確認する。
  - ※令和8年度の中体連大会に参加を希望する場合は、令和8年度の登録を完了していること。ただし、競技団体への登録期間の都合により、当該年度の登録が完了できない場合は、令和7年度の登録が完了していること。
  - ※全国、北海道、地区の競技団体のうち、どの団体に登録するかについては、その競技の取り決めによるものとする。
- (2) 当該地域クラブ活動の申請者は、北海道中体連ホームページより申請に必要な様式をダウンロードする。
- (3) 当該地域クラブ活動の申請者は、申請書類に必要事項を記入し、**地域クラブ活動の所在地がある地区中体連事務局**に申請書類のデータ（下段の「5 提出書類」参照（様式1～3-1、団体規約、団体役員名簿、指導者資格写し、競技団体申請書類写し））をメールで送信する。なお、申請データ（様式1～3のExcelファイル）を送付する際には、必ずファイル名を「【申請地区名・種目名・クラブ名】申請様式1～3」に変更してから送付すること。

（ファイル名変更例：【札幌・バスケットボール・●●クラブ】申請様式1～3）

  - ※競技によっては、所属している生徒が多い学校の所在地の地区中体連事務局にデータを送信する必要があるため、留意すること。（各競技の細則を確認すること）
  - なお、1つの地域クラブ活動から、男女それぞれでチームを申請する場合は、必ず同地区に申請すること。（男女それぞれのチームが別々の地区に申請することは認めない）
  - ※地域クラブ活動の練習拠点は、申請する地区と同地区であることを原則とする。ただし、万が一、練習拠点と申請する地区が異なる場合は、申請する地区中体連事務局に事前に連絡すること。
- (4) 地区中体連事務局は、申請書類が届き次第、内容を確認するとともに、地区中体連専門委員長と共有し、申請内容に不備等がないか確認する。また、地区中体連専門委員長は、必要に応じて道中体連専門委員長と申請内容について共有すること。
  - ※不備等があった場合は、地区中体連事務局または地区中体連専門委員長から当該地域クラブ活動の責任者あて連絡する場合があること。

※申請内容に疑義等が生じた場合、地区中体連専門委員長は、道中体連専門委員長と協議の上、承認の可否について決定すること。

**★「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」に係る申請について**

※陸上競技リレー、陸上競技駅伝、バスケットボール、体操競技団体、新体操団体、卓球団体、剣道団体に参加するため、様式1において「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」として地域クラブ活動から申請があった場合については、地区中体連事務局や地区中体連専門委員長、道中体連専門委員長等が連携して協議し、承認の可否を決定するとともに、地域クラブ活動の責任者あて報告する。

※地区中体連専門委員長等から承認の報告を受けた地域クラブ活動の申請者は、地区中体連事務局から申請書類(様式4-1、様式4-2)をデータ等で受け取り、様式4-1に必要事項を記入して貴団体所在地等の教育委員会に持参するとともに、当該教育委員会より、様式4-2に必要事項を記入してもらった上で、他の申請書類に加えて地区中体連事務局あてPDFで送付すること。

なお、様式4-2においては、各地区中体連事務局で報告期限が異なることから、各地区中体連事務局の指示に従うこと。

**■「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」の定義について**

「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」とは、当該団体が在籍地等の教育委員会や学校等と連携しながら、地域展開に向けて取組を進めているクラブ(教育委員会の承認が必要)のことであり、複数のチームから一部の選手のみを選抜した形でつくるような地域クラブ活動を意味するものではないこと。

※<sub>1</sub> 各市町村教育委員会と連携し、域内の学校部活動の地域展開に向けた具体的な取組に日常的に参画したり、学校部活動を地域展開させるための団体として指定したりしている団体であること。

※<sub>2</sub> 域内の中学校の生徒が所属している団体であるということのみを持ってして、「地域展開の受け皿」であるということには該当しないこと。

(5) 地区中体連事務局は、最終的に全ての申請書類に不備がないことを確認した後、申請のあった地域クラブ活動の責任者に承認の可否について報告するとともに、所定の様式によって北海道中体連への申請を受理したことを報告する。

※この段階で、北海道中体連と地区中体連への登録を完了したこととする。

※地区中体連事務局により、申請の流れが若干異なる場合があることから、地区中体連事務局のホームページを確認したり、地区中体連事務局に照会したりすること。(各地区中体連事務局の連絡先については、道中体連ホームページに掲載)

(6) 中体連大会の参加申込み等の手続きに進む。

※地区大会(全道大会への予選会)の大会要項や参加申込用紙の様式は、地域クラブ活動の所在地のある地区中体連事務局に問い合わせること。

※北海道中学校体育大会の大会要項や参加申込用紙の様式は、北海道中学校体育連盟のホームページに5月以降、随時、掲載予定。

**5 提出書類(次の文書を全てデータで提出すること)**

(1) 申請様式1~3

※「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」として、陸上競技リレー、陸上競技駅伝、バスケットボール、体操競技団体、新体操団体、卓球団体、剣道団体への参加を希望する場合は、地区中体連事務局からの承認報告を受けた後、別途、様式4-2の提出が必要となる。なお、様式4-1及び様式4-2については、承認を受けた地区中体連事務局からデータ等で受け取り、申請手続きを行う

とともに、様式4-2については地区中体連事務局あてPDFで提出すること。

- (2) 団体規約
- (3) 団体役員名簿
- (4) 公認指導者資格等を証明するものの写し  
(スマートフォン等で撮影した画像データではなく、書類をPDFデータで提出すること)
- (5) 競技団体に登録した際の申請書類の写し  
(スマートフォン等で撮影した画像データではなく、書類をPDFデータで提出すること)  
※柔道は、④、⑤について、JUDO-Member から出力したPDFデータで提出すること(別紙参照)

## 6 地区中体連への申請書のデータ送信期限

- ・夏季競技 令和8年4月1日(水)～4月30日(木) 期日厳守
- ・冬季競技 令和8年9月30日(水) 期日厳守

## 7 登録ならびに大会参加申込みに関する留意点

- (1) 各競技の大会要項に参加資格に関する「地域クラブ活動の参加特例各競技の細則」を必ず確認すること。  
※本連盟独自の内容もあり、全てが「全国中学校体育大会の競技部細則」と同じ内容になっていない競技もあるので、注意すること。
- (2) 中体連大会に参加申込みする選手は「学校」または「地域クラブ活動」のいずれか一方のみで申込みをすること。二重の参加申込みは認めない。
- (3) 地区中体連大会の参加申込書を提出した後の参加区分の変更は認めない。
- (4) 「北海道中学校体育大会開催基準」の「参加資格」に記載されているとおり、同一年度内の参加は1人1競技とする。ただし、夏季競技と冬季競技の重複は認めるものとする。なお、陸上競技駅伝は、別競技扱いとする。(夏季競技・駅伝・冬季競技の3つの全ての競技に出場することは可)その際、夏季、駅伝及び冬季のどちらか一方は「学校」から、その他は「地域クラブ活動」から出場することや、全て「地域クラブ活動」から出場するということが可能であること。また、相撲においては、別紙「令和8年度北海道中学校体育大会における地域クラブ活動の参加特例細則」に記載されている条件を満たしている場合に限り、特例による参加が認められるものとする。

## 8 留意点

- (1) 本要項は、中体連大会の開催基準等の変更に応じて年度毎に変更する可能性があること。
- (2) 令和8年3月16日現在、日本中学校体育連盟から正式な文書が届いていないことから、若干の文言修正が考えられることから、最新情報は北海道中学校体育連盟ホームページ参照すること。

## 9 問合せ

- (1) 「地域クラブ活動の参加特例 各競技の細則」に関する問合せ  
北海道中学校体育連盟  
TEL: 011-231-5757 E-mail: [hokkaido-chutairen@do-jpa.com](mailto:hokkaido-chutairen@do-jpa.com)
- (2) 申請に関する問合せ  
各地区中体連事務局 北海道中学校体育連盟ホームページ参照